山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県公共事業評価委員会 委員長 平松 晋也

令和3年度 山梨県公共事業評価委員会審議案件の 内容の一部変更について

令和3年度山梨県公共事業評価委員会においては、令和3年11月に貴殿に対し意見書を提出したところであるが、別紙記載の案件において一部変更が生じたことについて、委員会による書面審議の結果、その取り扱いは次のとおりとする。

「今回の変更は、事業実施の妥当性に影響するものではないため、前回 の審議結果と変わらず、実施妥当と判断する。」

□案件

案件番号 事前評価3

事業名 道路事業 [国道橋りょう改築事業 (国補)]

事業箇所 南都留郡富士河口湖町河口~笛吹市御坂町藤野木

地区名 国道137号 (新たな御坂トンネル)

事業主体 山梨県

□変更点

国のマニュアル等の改訂に伴い、経済効率性における便益の算定額に変更が生じた。

□調書の変更内容

変更前

総事業費		37,200	百万円	工期	R4~R17		基準年	R3
	費用		24,497	百万円	便益		31,876	百万円
経済効率		建設費	24,006	百万円		走行時間短縮	26,666	百万円
		維持管理費	491	百万円		走行費用減少	3,700	百万円
						交通事故減少	789	百万円
性						その他※	721	百万円
		B/C			1.3	•		

※その他は、救急救命率向上便益、観光客増加便益



変更後

総事業費		37,200	百万円	工期	R4~R17		基準年	R3
	費用		24,497	百万円	便益		32,087	百万円
経		建設費	24,006	百万円		走行時間短縮	26,885	百万円
済効		維持管理費	491	百万円		走行費用減少	4,162	百万円
率						交通事故減少	319	百万円
性						その他※	721	百万円
		B/C	1.3					

※その他は、救急救命率向上便益、観光客増加便益

+211百万円+219百万円

+462百万円

-470百万円